

患者様各位

180 日を超える入院に係る選定療養費について

地域一般床 1 入院基本料

… 1 日につき 1, 6 8 0 円 (税込)

当院の一般病棟（3 階病棟）に 180 日を超えて入院されている患者さんには、1 8 0 日を超えた日から入院基本料の 85%のみが保険診療扱いとなり、残りの 15%については、「選定療養費」として患者さんにご負担いただくこととなります。尚、公費負担制度該当の方も対象となります。

この選定療養費（15%分）は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

入院期間は厚生労働省が定める計算方法により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

選定療養費をご請求させていただく患者さんにつきましては、医事課職員より事前にご連絡させていただきます。

180 日を超える入院となった患者さんでも、症状によっては選定療養費を課されない場合があります。

※ ご不明な点がございましたら、医事課職員までお尋ねください。

山本記念病院